

令和 年 月 日

「指定短期入所生活介護」/「指定介護予防短期入所生活介護」
(ショートステイ) 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(群馬県指定 第 1073100669 号)

当事業所はご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者.....	1
2. 事業所の概要.....	2
3. 職員の配置状況.....	3
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	4
5. 事故発生時の対応・苦情の受付・その他について.....	6

1. 事業者

- | | |
|-----------|-------------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 千代の会 |
| (2) 法人所在地 | 群馬県邑楽郡千代田町大字瀬戸井 3 8 6 |
| (3) 電話番号 | 0 2 7 6 - 8 6 - 5 0 1 1 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 飯塚 生 |
| (5) 設立年月 | 平成 17 年 9 月 20 日 |

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所
群馬県 1073100669 号
※当事業所は特別養護老人ホームみどりの風に併設されています。
- (2) 事業所の目的 指定短期入所生活介護は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、日常生活を営むために必要な居室および共用施設等ご利用いただき、短期入所生活介護サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 みどりの風
- (4) 事業所の所在地 群馬県邑楽郡千代田町大字瀬戸井 3 8 6
- (5) 電話番号 0276-86-5011
- (6) 施設長（管理者）氏名 村上 実
- (7) 当事業所の運営方針 ご契約者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができることを目指し、かつご契約者の立場に立って施設サービスを提供することを目指し、かつご契約者の意思を尊重し、常にご契約者の立場に立って、サービスを提供します。

(8) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休	
受付時間	月～土	AM9:00～PM5:00

- (9) 利用定員 5人

(10) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として全室個室となります。

☆居室の変更

ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により、施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

* 居室に関する特記事項

全室冷暖房

- * 下記は、厚生省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務つけられている施設・設備です。この施設の利用にあたって、ご契約者に個室料金を除き特別にご負担頂く費用はありません。

(1) 必置施設

定 員	78名（うち8名が短期入所生活介護の定員数です）	
居 室	1人部屋	78室（1室約15.18㎡）
共同生活室	8室（各ユニットに1室）	
浴 槽	特殊浴槽	3台
	個人浴槽	8台（各ユニットに1台）
医 務 室	1室	

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

	常 勤	非常勤	計
施 設 長	1		1
生 活 相 談 員	1		1
看 護 士	4		4
介 護 職 員	33	8	24
管 理 栄 養 士	1		1
機能訓練指導員	1		1
介護支援専門員	1		1
事 務 職 員	2		2
医師（内科）		1	1

当施設では、厚生労働大臣が定める施設基準に従いご契約者様2.1名に対して、介護、または看護職員を1名配置しております。従って、上記職員数は長期入居70床、短期入居8床の計78床に対する職員数となっております。

<主な職種の勤務体制>

職種	勤 務 体 制
1. 医師	毎週火曜日
2. 介護職員	標準的な時間帯 7:00～16:00 11:00～20:00 13:00～22:00 22:00～8:00
3. 看護職員	標準的な時間帯 8:00～17:00 9:00～18:00

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

<サービスの概要>

①食事

管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態および嗜好を考慮し、適切な食事介助をおこなうとともに、食事の自立についても、適切な援助をおこないます。

(食事時間)

朝食 7:30～9:30

昼食 12:00～14:00

夕食 17:30～19:30

②入浴

ご契約者の希望にあわせて、入浴をおこないます。また、体調によっては清拭対応させていただきます。時間帯は 14:00～16:00、入浴回数は週 2 回以上となります。

③排泄介助

ご契約者の身体状況に合わせて、排泄の介助をおこないます。

④機能訓練

機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止できるように介護を行います。

⑤送迎

入退所時は、ご自宅又はご指定の場所まで送迎致します。

土・日曜日+年末年始(12/31～1/3)の送迎は行っておりません。ご家族対応となります。

上記以外の祝日(月～金曜日)については対応可。

通常時のお迎えは施設を 9 時出発、お送りは 16 時出発となります。(それ以外の時間希望については要相談)

施設からの距離や利用状況により送迎時間が前後する場合があります。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

＜サービス利用料金(1日あたり)＞

別紙の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金と、自己負担となる居住費（滞在費）・食費を介護保険負担限度額認定証に明記された段階層（第1段階～第4段階）に照らし合わせた合計金額をお支払いください。

＊ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の金額をいったんお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（２）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①食事 別紙参照

②居住費 別紙参照

③理髪・美容

〔理髪サービス〕

理容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。

利用料金：1回あたり 基本料金 1500円（顔そり、毛染めは別料金です）

③レクリエーション、クラブ活動

ご契約者様の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

④複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

⑤日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

＊おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う一ヶ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、毎月月末締めとし、翌月の10日に請求書を郵送させていただきますので、請求書到着から月末までにお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行いたしますので、大切に保管してください。

お支払い方法

- ① 窓口での現金支払い・・・みどりの風事務所窓口までお越しください。

窓口は8時30分から午後5時までとなっております。その他の時間にお越しいただいてもお取り扱いできませんのでご注意ください。

毎週日曜日と年末年始(12/31～1/3)の対応はしていません。

- ② 指定金融機関口座へのお振込み

- ③ 指定金融機関口座からの引き落とし

引き落としについては、継続して1ヶ月以上長期利用の方、或いは、定期的なご利用のある場合とさせていただきます。又、引き落としには書類提出から手続き完了まで1ヶ月程かかりますので、初月費用については①又は②での支払い方法となります。

(4) 利用の中止、変更、追加

○利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者に出してください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご契約者に提示して協議します。

○発熱等の体調不良が確認された場合、容態に応じて速やかに医療機関へ受診するなどの対応を行っていただきます。結果に応じて利用の中止をしていただく場合があります。

○他者とのトラブルが発生した場合、状況に応じて利用を中止する場合があります。

○ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

・ 5. 特別養護老人ホームについて

特別養護老人ホームとは、いかなる施設なのか補足説明し、利用者、家族の方に施設の内容を理解して頂く為の説明です。

特別養護老人ホームとは、医療的な行為が出来ない所であり常時医師は滞在していません。

また、看護師は、日中のみ滞在していますが、医療的な行為（一部除く）は基本的に行っていません。（夜間は異常な時は連絡がとれるシステムになっています）

いわば、家庭と同じ環境です。発熱や医療行為が必用な時は、病院等へ通院していただくか、短期入所の方には退所して頂く等の措置を講じます。

特別養護老人ホームとは、病院と違って家庭で起こる可能性がある事は、施設でも発生する可能性が高く家庭で対応できる状況とほぼ同じです。

施設（家庭）で起こるやむを得ない事柄について説明し、利用者様、御家族様に状況を理解して頂き、当施設を御利用して頂きたいと思います。

また、当施設利用中の、施設で起こるやむを得ない事柄の発生時は、一切の責任を負えませんので、ご了承ください。

1) 利用者様が、自然死、突然死した場合について

- ・ 利用者様、または御家族様は、利用者様が高齢もしくは病気、障害等がある為自然死、突然死が発生する可能性を理解する。
- ・ 施設としては、日中、夜間共に、約2時間おきの巡回等を実施し、早期発見を心がけ、発見時は、速やかに病院等の通院、家族への連絡等必要な処置を講ずる。

2) 転倒、ベッドや車椅子からの転落、徘徊について

- ・ 御家族様は、利用者様が、自力にて歩行中や自力にてベッドより移動中に転倒、転落する危険性が高く防ぎようのない事柄が発生する可能性を理解する。
- ・ 施設としては、転倒や転落に対しての話し合いを設け、よりよい処遇を目指す。転倒を発見した場合、速やかに状態を分析し、必要に応じて病院等への通院、家族様への連絡等必要な処置を講ずる。

3) 骨粗鬆症等による骨折等について

- ・ 利用者様、または御家族様は、利用者様が骨粗鬆症や、高齢の為骨が脆くなっている可能性があることを理解し骨折等の危険性がある事を理解する。又、自然に骨折する（寝ているだけ）危険性がある事を理解する。
- ・ 施設としては、健康診断等の診断に基づき骨折予防の援助を心がけ、骨折発見時等は、速やかに状態を分析し、必要に応じて病院等への通院、家族様への連絡等必要な処置を講ずる。

4) 誤飲や痰等の誤嚥について

- ・ 利用者様、または御家族様は、利用者様が高齢もしくは、病気、障害の為、嚥下力（飲み込む力）咀嚼（食べ物を噛み砕く力）等の能力低下により、誤嚥（食べ物が気管につまる）危険性があることを理解する。
- ・ 施設としては、利用者様の嚥下力、咀嚼力に応じて個々の食事形態の提供や必要に応じて吸引等の処置を講ずる。誤飲等発見時は、速やかに状態を分析し、必要に応じて病院等への通院、家族様への連絡等必要な処置を講ずる。

6. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

生活相談員： 渋澤 成克

介護支援専門員： 吉田 真之

○受付時間 毎週月曜日～金曜日

9：00～17：00

Tel 0276-86-5011

(2) 行政機関その他苦情受付機関

千代田町役場 福祉課 (介護保険係)	所在地 〒370-0598 群馬県邑楽郡千代田町大字 赤岩 1895 TEL 0276-86-2111 FAX 0276-86-4591
国民健康保険団体連合会	所在地 〒371-0846 群馬県前橋市元総社町 335-8 群馬県市町村館内 TEL 027-290-1363 (代) FAX 027-255-5308
群馬県社会福祉協議会 運営適正化委員会 福祉サービス	所在地 〒371-8528 群馬県前橋市新前橋町 13-12 TEL 027-255-669 FAX 027-255-6173

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定短期入所生活介護 みどりの風

説明者職名 生活相談員 氏名 渋谷 成克 印

介護支援専門員 氏名 吉田 真之 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所

氏名 印

(代理人 印)

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第125条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

＜重要事項説明書付属文書＞

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上1階
- (2) 建物の延べ床面積 3127,61㎡
- (3) 併設事業

当施設では、以下を併設して実施しています。

- ・特別養護老人ホーム みどりの風
- ・デイサービスセンター みどりの風
- ・居宅支援事業所 みどりの風

2. 職員の配置状況

＜配置職員の職種＞

介護職員… ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

生活相談員…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
1名の生活指導員を配置しています。

看護職員… 主にご契約者の健康管理や療養上の世話を行いますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

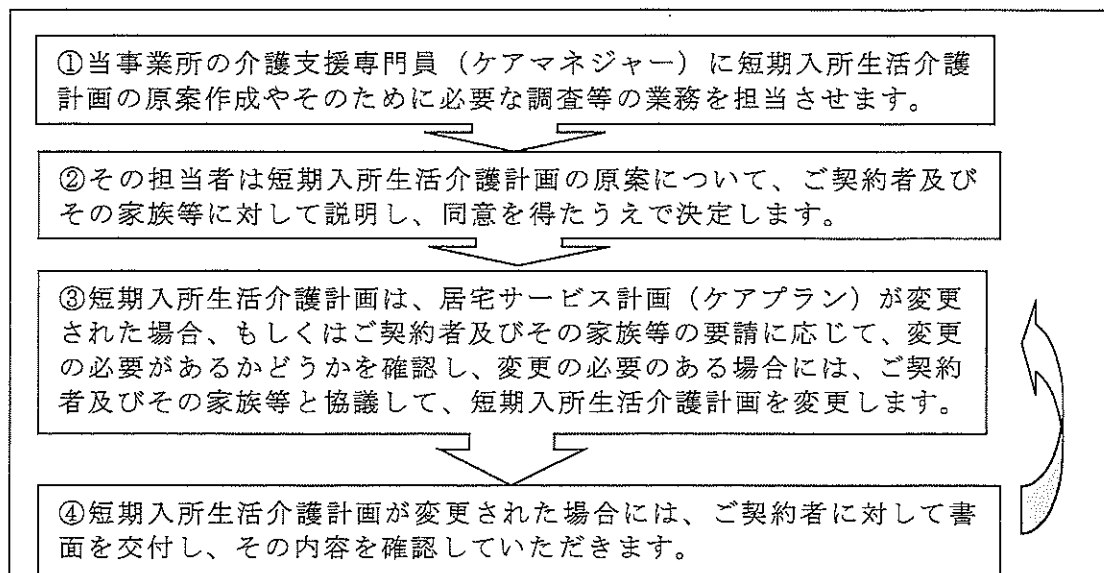
機能訓練指導員…ご契約者の機能訓練を担当します。

介護支援専門員…居宅サービス計画を踏まえ短期入所生活介護計画を作成します。

医師… ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。
1名の医師（嘱託）を配置しています。

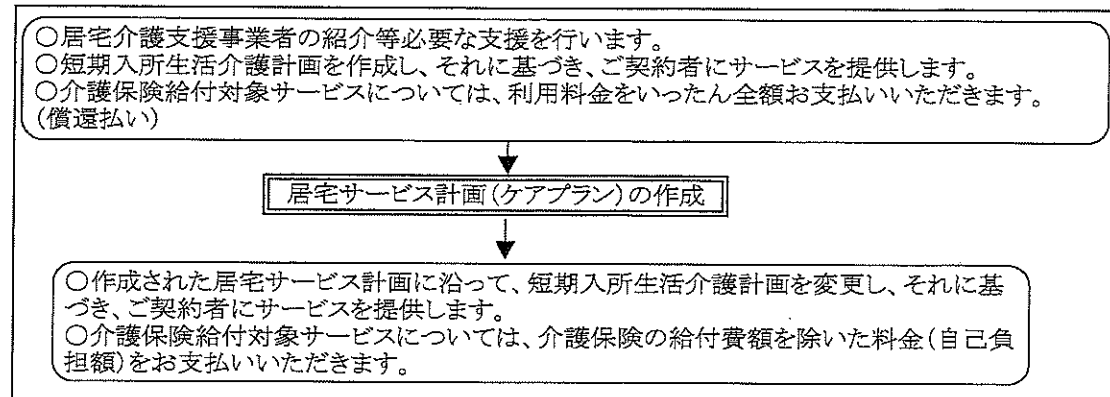
3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。

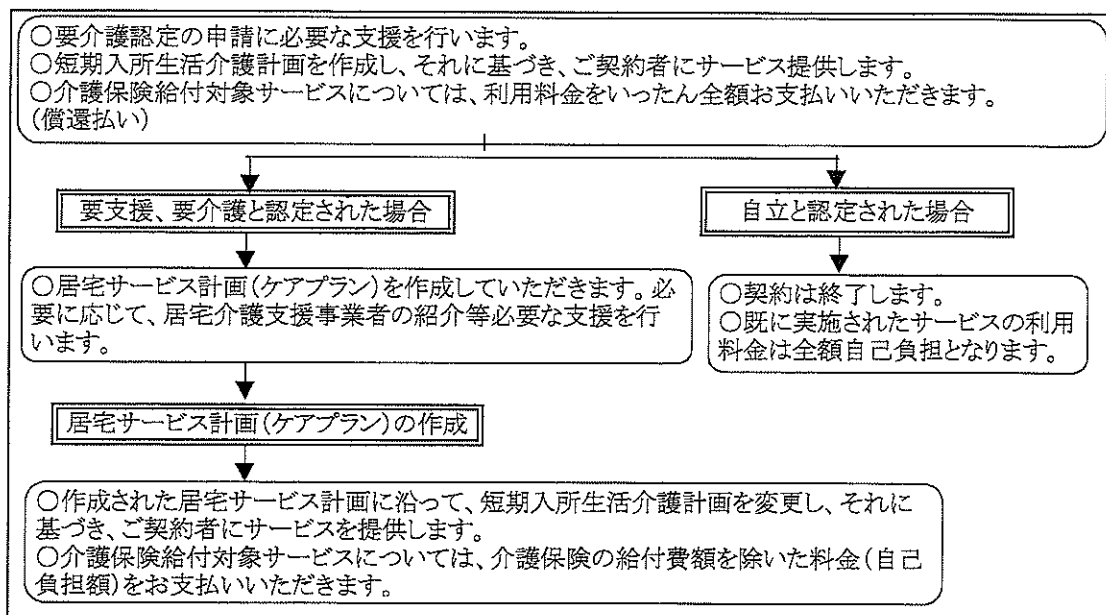


(2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合



4. サービス提供における事業者の義務

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。

- ④ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

（１）持ち込みの制限

利用にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

生き物・包丁刃物類・火気を発火するもの及び取り扱い危険物・アルコール類

（２）施設・設備の使用上の注意

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者様の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当事業所の職員や他の利用者様に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

（３）喫煙

敷地内禁煙です。

(4) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

① 協力医療機関

医療機関の名称	おうら病院	新橋病院	堀江病院	蜂谷病院
所在地	邑楽町篠塚32 33-1	館林市下三林町 452	太田市高林東町 1800	大泉朝日4-1 1-1
電話	88-5678	75-3011	38-1215	63-0888

6. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日からご契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。(契約書第16条参照)

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① ご契約者が死亡した場合② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者様に対するサービスの提供が不可能になった場合⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。） |
|---|

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までにお申し出下さい。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合②ご契約者が入院された場合③ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合 |
|--|

(2) 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが1か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合 |
|---|

(3) 契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。